

知っているようで本当は知らないEtc. ~『公章(公印)』と『法人章(法人代表印)』

中国においては、日本と同様に企業経営に際して印鑑が必要とされます。日本においては、印鑑の形状、材質、印影等は自由に選択できますが、中国における企業経営に必須とされる印鑑は、ある程度の選択の幅はあるものの、一定の様式に従わなければならないといった特徴があります。今回は、公章(公印)と法人章(法人代表印)を中心に、中国現地法人の印鑑について説明します。

1、中国現地法人の主な印鑑

中国現地法人の主要な印鑑は以下の5種類といえます。このうち、個人印である法人章(法人代表印)以外は、すべて作成前(刻印前)に公安部門における登録及び刻印許可の取得が必要になります。刻印された印鑑は、法人の経営に際しそれぞれの用途に応じて、現地法人の各責任者により使用されます。

公章(公印)、法人章(法人代表印)、財務専用章(財務専用印)、合同章(契約印)、發票専用章(領収書専用印)

2、公章(公印)と法人章(法人代表印)

日本の法人の場合、登記所に登録される印鑑は通常の場合ひとつであり、当該登録された印鑑が一般的に「実印」もしくは「代表者印」とよばれています(※)。日本の「実印」もしくは「代表者印」に相当する中国現地法人の印鑑は中国の公章(公印)と法人章(法人代表印)といえます。公章(公印)は、現地法人が権利及び義務の主体となる局面で使用され、一方、法人章(法人代表印)は、法人代表者(個人)が現地法人の代表として意思表示をする局面で使用されることとなります。

(※1) 登記所に登録はされていないものの、社外・社内文書に押印される、いわゆる「社印」とよばれる印鑑も存在します。

3、印鑑の管理に関する注意事項

銀行取引においては、事前に届出された財務専用章(財務専用印)と最終決済権限者の個人印(1人以上)の二つの押印が求められます。一般的に、財務専用章(財務専用印)と法人章(法人代表印)の2種を届出印とする場合が多く見受けられます。財務専用章(財務専用印)は銀行届出印専用の印鑑として作成されており、それ以外に使用されることはありません。しかし、法人章(法人代表印)の本来の用途は、上記のように法人代表者が現地法人の代表として意思表示する局面で使用されるものとされます。そのため、法人章(法人代表印)を銀行届出印とし、預金の最終決裁権限者と法人代表者が同一でない場合には、法人章(法人代表印)を権限ある者が管理すること等により、不正使用の防止に努めることが必要となります。そのような場合には、銀行に届出する個人印は法人章(法人代表印)ではなく、最終決裁権限者の個人の印鑑にすることも検討のひとつといえます。

■ 現地法人の主な印鑑とその用途

公章(公印)	現地法人(企業)が権利及び義務の主体となることを証明する必要がある局面で総合的に使用	法人印
財務専用章(財務専用印)	現地法人の銀行届出印として使用	
合同章(契約印)	現地法人が契約する際に使用	
發票専用章(領収書専用印)	現地法人が發票(領収書)を発行する際に使用	
法人章(法人代表印)	法人代表(個人)が現地法人(企業)を代表して意思表示することを証明する必要がある局面で使用	個人印